



令和4年10月31日

報道機関 各位

肥料等価格高騰臨時支援事業について

肥料等高騰で農林業者に独自支援。上限額を設けず、昨年の肥料費・農薬衛生費の20%を助成します。

市では、コロナ禍における物価高騰の影響を受けている農林業者の経費負担を軽減するため、肥料や農薬の購入者に対して支援します。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やロシアのウクライナ侵攻などで肥料等が高騰し、特に価格の上昇が著しい肥料と農薬について緊急的に支援することで農業者の負担を軽減することとしたものです。

1 支給対象者

- (1) 市内に住所がある個人または法人で、今後1年以上事業を継続する農林業者
- (2) 令和3年分の肥料費・農薬衛生費の合計額が5万円以上の農林業者

2 交 付 額 昨年の肥料費・農薬衛生費の20%(千円未満切り捨て) 上限額は設けない

3 申 請 期 限 令和5年2月28日まで(11月中旬から受付開始予定)

問い合わせ

建設経済部 農林水産課 担当：長幡

TEL：04-7093-7834 FAX：04-7093-7856